

承認第3号

令和2年度南あわじ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年2月15日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月19日

兵庫県南あわじ市長 守 本 憲 弘

令和2年度

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 10 号)

兵庫県南あわじ市

令和2年度南あわじ市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度南あわじ市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,287,523千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月19日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		7,956,666	5,500	7,962,166
	2. 国庫補助金	6,207,007	5,500	6,212,507
歳入合計		33,282,023	5,500	33,287,523

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		2,482,654	5,500	2,488,154
	1. 保健衛生費	1,746,442	5,500	1,751,942
歳出合計		33,282,023	5,500	33,287,523

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	7,956,666	5,500	7,962,166
歳入合計	33,282,023	5,500	33,287,523

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 衛生費	2,482,654	5,500	2,488,154	5,500			
歳出合計	33,282,023	5,500	33,287,523	5,500			

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 衛生費国庫補助金	8,621	5,500	14,121	1. 保健衛生費補助金	5,500	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 5,500
計	6,207,007	5,500	6,212,507			

3. 歳 出

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 予防費	121,465	5,500	126,965	5,500				12. 委 託 料	5,500	新型コロナウイルスワクチン接種券発行 業務委託料 3,000 システム改修業務委託料 2,500
計	1,746,442	5,500	1,751,942	5,500						

承認第4号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別
紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年2月15日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

専決第3号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月4日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 3 年 2 月 4 日
条 例 第 1 号

(南あわじ市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 南あわじ市国民健康保険条例（平成 17 年南あわじ市条例第 123 号）の
一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法
律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新
型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原
体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民
共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに
報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

(南あわじ市国民健康保険税条例の一部改正)

第 2 条 南あわじ市国民健康保険税条例（平成 17 年南あわじ市条例第 124 号）
の一部を次のように改正する。

附則第 19 項第 1 号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年
法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症
（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウ
イルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2
年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を
有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号にお
いて同じ。）」に改める。

(南あわじ市介護保険条例の一部改正)

第 3 条 南あわじ市介護保険条例（平成 17 年南あわじ市条例第 221 号）の一部
を次のように改正する。

附則第 11 条第 1 項第 1 号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成
24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感

染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

（南あわじ市大学入学奨励金支給条例の一部改正）

第4条 南あわじ市大学入学奨励金支給条例（平成24年南あわじ市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日（令和3年2月13日）から施行する。

南あわじ市国民健康保険条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第3条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>附 則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第3条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条以下 略</p>	

南あわじ市国民健康保険税条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免）</p> <p>19 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、平成31年度分及び令和2年度分の国民健康保険税（令和2年2月1日かおら令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められている国民健康保険税を除く。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>(2) 略</p> <p>20以下 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免）</p> <p>19 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、平成31年度分及び令和2年度分の国民健康保険税（令和2年2月1日かおら令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められている国民健康保険税を除く。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）</u>により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>(2) 略</p> <p>20以下 略</p>	

南あわじ市介護保険条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第16条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）</u> <u>附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 略</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第16条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）</u>により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 略</p>	

2 略

2 略

南あわじ市大学入学奨励金支給条例新旧対照表（第4条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る休学時の支給対象者）</p> <p>2 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に起因し、同法第45条第2項の規定による兵庫県知事からの要請により市内の大学が休学となったことにより、入学後1箇月を経過する日までに市内に居住することができない入学生に対する第2条の規定の適用については、同条第1項中「入学後1箇月を経過する日から入学の日の属する年度の10月1日までの間」とあるのは、「大学キャンパスでの授業開始後1箇月を経過する日から」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る休学時の支給対象者）</p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に起因し、同法第45条第2項の規定による兵庫県知事からの要請により市内の大学が休学となったことにより、入学後1箇月を経過する日までに市内に居住することができない入学生に対する第2条の規定の適用については、同条第1項中「入学後1箇月を経過する日から入学の日の属する年度の10月1日までの間」とあるのは、「大学キャンパスでの授業開始後1箇月を経過する日から」と読み替えるものとする。</u></p>	